

平成28年度版

い ば ら き の環境(案)

(平成27年度実績報告書)



## 目次

はじめに	1
1 平成27(2015)年度のい・バ・ラ・き環境ニュース	2
2 環境像を実現するための基本施策・取組方針の進捗状況	4
【いごこちの良い生活環境をたもつ】	4
1 健康に過ごすことができる生活環境の保全	
2 新たな環境課題への対応	
3 快適環境の保全	
【バランスのとれた自然環境をつくる】	10
1 都市とみどりの共存	
2 自然資源の利用の推進	
3 生物多様性の保全	
【ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす】	16
1 省エネルギーの実践及び普及啓発	
2 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	
3 低炭素な暮らしや事業活動の推進	
【きちんと分別で資源の循環をすすめる】	22
1 減量化の推進	
2 再資源化の推進	
3 適正処理の推進	
【環境意識・環境教育・環境行動】	26
【環境基本計画の推進体制】	27
茨木市環境基本条例	28

別添 茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗状況

# はじめに

平成28年度版いばらきの環境は、茨木市環境基本条例第10条に基づき年次報告書として作成したもので、平成27(2015)年度から実施している新たな環境基本計画における基本施策の4つの柱に沿った構成としています。

## 環境像

心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

## 基本施策

- 基本施策1 いごこちの良い生活環境をたもつ
- 基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる
- 基本施策3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす
- 基本施策4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

## 横断的な要素

環境意識・環境教育・環境行動



# 1 平成27(2015)年度のい・バ・ラ・き環境ニュース

環境基本計画で掲げている「4つの基本施策」の取組をご紹介します！

い

## 茨木市役所の部屋の秘密

茨木市役所に来庁された皆さんが通り過ぎる、とある部屋には周辺の大気の状態を把握するため、大気の常時観測を行う機器が大阪府により設置されています。

この部屋で測定した、二酸化硫黄やPM2.5（微粒子状物質）などの大気環境情報は、市ホームページにリアルタイム（1時間値）で更新しています。

ホームページでは、市役所観測局のほか市内3か所の測定局で観測した大気情報（PM2.5、光化学オキシダント、二酸化窒素、風速など10項目（測定局により測定していない項目あり））や、1日の測定結果について、地図上の表示やグラフ等で確認することができます。



茨木市大気環境情報

検索

市役所観測室の様子

バ

## 生物多様性保全に向けて

茨木市域に生息している生物を調査しています！

平成27(2015)年度から平成28(2016)年度にかけて、市内に生息する動植物の調査を行っています。今後、この調査結果をもとに冊子類を作成する予定です。



環境資源調査の様子

# ラ

## 北大阪水素ステーションが開所しました！

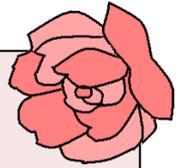
燃料電池自動車は、水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車です。また、エネルギー効率が高く、利用段階にて二酸化炭素を排出しない、エコカーの一種です。燃料電池自動車はガソリンスタンドで給油を行うかわりに、水素ステーションで燃料となる水素を補給する必要があります。

このたび宮島に設置された、北大阪水素ステーションは、商用ステーションとしては大阪府内で初めてのものです。また、都市ガスから水素を作るオンサイト方式※としては日本初となるものです。

※オンサイト方式…ステーション内に水素製造装置を設置し、水素を製造する方式。



北大阪水素ステーション



# き

## 茨木市一般廃棄物処理基本計画を策定しました！

茨木市の一般廃棄物処理における平成28(2016)年度から平成37(2025)年度の指針として「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。基本理念を“もったいないが 環(めぐ)るまち いばらき”として、ごみを出さないリデュース(発生抑制)とリユース(再使用)を徹底しつつ、資源の循環を図るリサイクル(再生利用)をさらに推進するため分別を徹底し、ごみの3Rを推進するとともに、適正に排出されたごみについては効率的な処理を推進します。具体的な目標値を『ごみ排出量を平成37(2025)年度までに10%以上(平成26(2014)年度実績に対して)削減』としました。



茨木市一般廃棄物処理基本計画



## 2 環境像を実現するための基本施策・取組方針の進捗状況

### 基本施策 1 いごこちの良い生活環境をたもつ

#### 取組方針（1）健康に過ごすことができる生活環境の保全

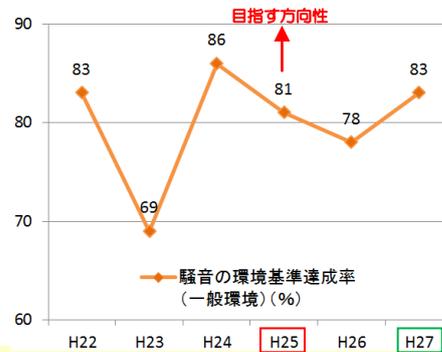
##### 【目指すまちのすがた】

- ・大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。
- ・生活排水が適正に処理されています。

##### 【設定した環境指標の状況】

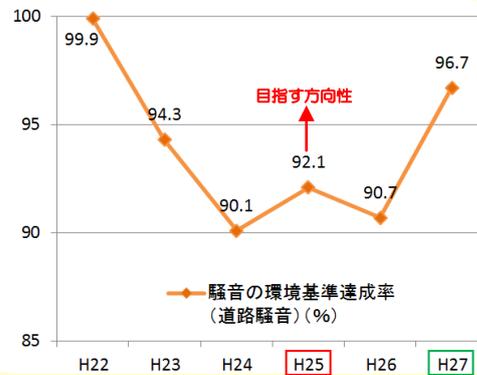
###### 「一般環境における騒音の環境基準達成率」

環境基準達成率が83%と前年度より5%増加したのは、自動車音や虫等の鳴き声の影響が小さかったことが要因であると考えられます。



###### 「道路騒音の環境基準達成率」

平成27(2015)年度の数值は、茨木摂津線、茨木能勢線、枚方茨木線、一般国道171号線、大阪高槻京都線、大阪中央環境線（近畿自動車道）の6路線8地点での環境基準達成率です。



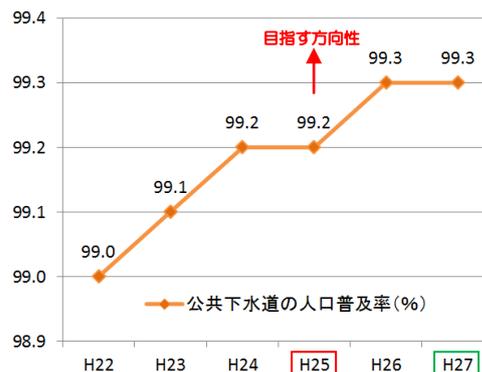
###### 「公害苦情の解決率」

寄せられた公害苦情31件のうち、解決に至ったのは28件で、解決率は90.3%になりました。苦情の大半が一過性の原因によるものであったためと考えられます。



###### 「公共下水道の人口普及率」

市の下水道は、昭和30(1955)年代後半の急激な都市化によって、浸水や水質汚濁が進み、昭和37(1962)年から公共下水道の整備に着手しました。本市では、この下水道整備を市政の最重要施策として、積極的に実施し、平成27(2015)年度末現在で公共下水道の人口普及率は99.3%となっています。



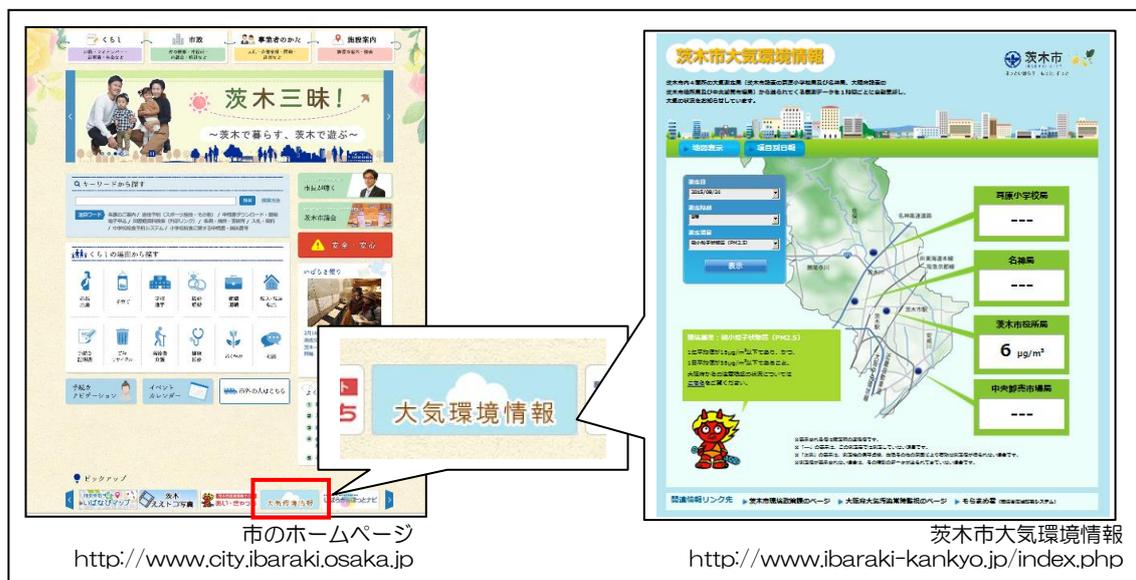
□: 基準年度 □: 最新年度

## 平成27(2015)年度に実施した主な取組内容の紹介

### ■市内の環境監視及び公害関係法令に基づく指導（環境政策課）

市内の大気汚染、水質汚濁、騒音の状況を把握するため、大気常時監視や酸性雨調査、河川及び地下水の水質測定、一般環境及び道路沿道の騒音測定を行いました。大気常時監視の結果については、市のホームページに速報値を掲載しています。このほか、光化学スモッグ発令時には、関係機関に通報連絡をしています。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等の公害関係法令に基づく届出の受付及び立入調査、改善指導等を行うとともに、市民からの公害苦情及び相談を受けたときは、関係課と連携し、発生源事業所に対する改善指導を行い、良好な生活環境の保全に努めています。



### ■水洗便所の普及（水洗便所改造に係る貸付金・助成金）（下水道総務課）

水洗便所設置等を促進するため、くみ取り便所等から水洗便所等への改造に必要な資金を貸し出す貸付金制度を設けています。

また、水洗便所に改造される際に、1戸1設備に限り5,000円の助成金の交付を行っています。

### ■合併浄化槽の設置（下水道総務課）

川や水路の水をきれいに保ち、快適な生活環境をつくるために、平成25(2013)年度より本市の北部地域に合併浄化槽（家庭から排水される台所や風呂などの生活排水とし尿を一緒に浄化処理する施設）を市で設置し、維持管理する公設浄化槽事業（民間の浄化槽を所有者から寄附を受け、市で維持管理を行う事業を含む）を行っています。

事業状況は、平成27(2015)年度に21基、累計では174基維持管理しています。対象地域は、大字泉原、大字上音羽、大字下音羽、大字長谷、大字銭原、大字清阪、大字佐保の一部及び大字忍頂寺の一部であり、浄化槽の大きさが200人槽以下となる住宅または事業所を対象としています。

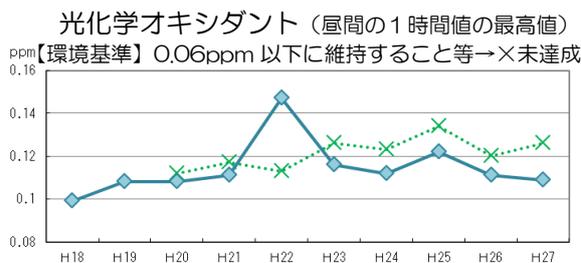
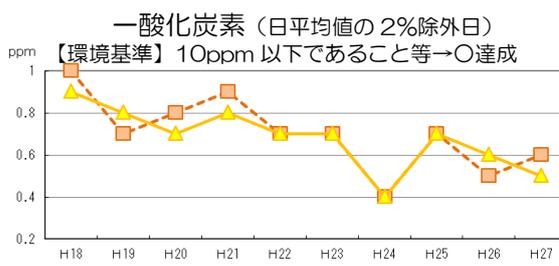
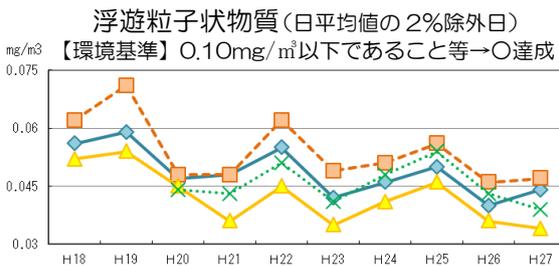
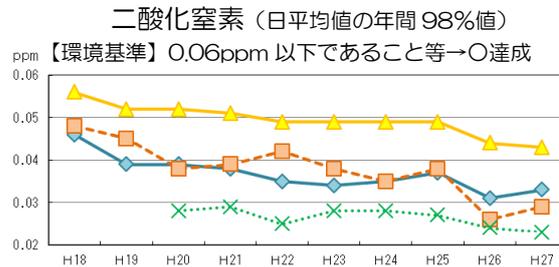
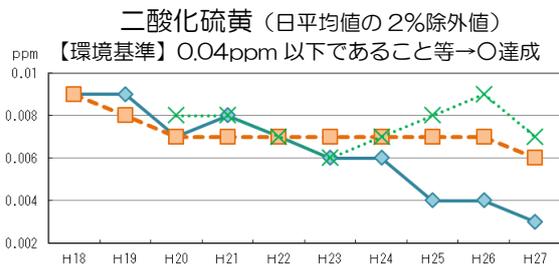


浄化槽設置の様子

# 平成27(2015)年度のいばらきの生活環境について

## 大気

◆ 茨木市役所局   
 ■ 中央卸売市場局   
 ▲ 名神局   
 × 耳原小学校局

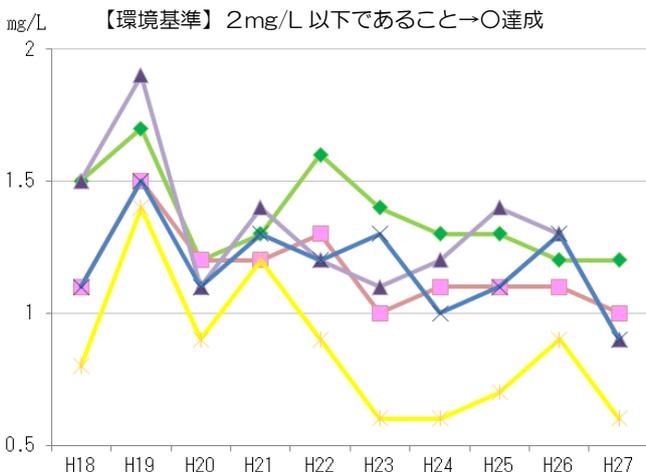


光化学オキシダント以外の項目について、環境基準を達成しています。詳細な数値については、いばらきの環境資料編「大気環境の保全」(3ページ以降)をご覧ください。

## 水質

◆ 中河原橋   
 ■ 安威川合流直前   
 ▲ 宮島橋   
 × 千歳橋   
 \* 桑ノ原橋

### 生物化学的酸素要求量 (BOD) 75%の経年変化



水の汚れ具合を表す目安として「BOD (生物化学的酸素要求量)」という指標があります。BODとは水中の汚れを微生物が分解し、きれいにする時に必要な酸素の量を示したものです。この数値が大きいほど、水は汚れています。魚が快適に住める水質は、BOD 5mg/L以下です。市では、観測基準点5地点において、BODを含めた水質の常時監視を行っています。全ての項目において、環境基準を達成しています。

# 基本施策 1 いごこちの良い生活環境をたもつ

## 取組方針（2）新たな環境課題への対応

○目指すまちのすがた

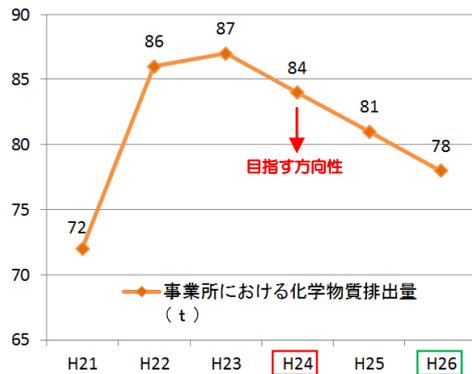
- ・化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。

### 【設定した環境指標の状況】

#### 「事業所における化学物質排出量」

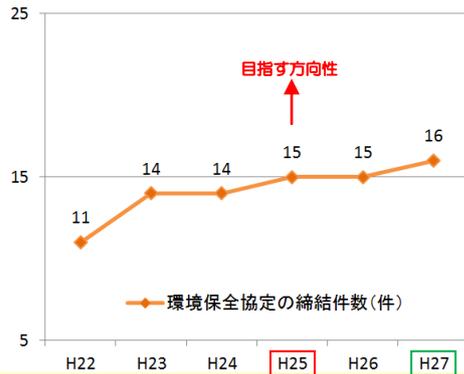
国で取りまとめを行った最新の数値として、平成26(2014)年度の事業所における化学物質排出量は、78 tでした。各事業所が化学物質の削減に取り組んでおり、近年の排出量は減少傾向にあります。

※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



#### 「環境保全協定の締結件数」

新たにライフサイエンス系施設の設置が1件あり、平成27(2015)年度末時点での環境保全協定の締結件数は16件となっています。近年において、新しく作られるライフサイエンス系施設とは、必ず協定を結ぶようにしています。



□: 基準年度 □: 最新年度

### 平成27(2015)年度に実施した主な取組内容の紹介

#### ■ P R T R法に関する届出及びライフサイエンス系施設環境保全対策（環境政策課）

「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」(P R T R法)に基づく、特定化学物質の排出量等の届出を事業者へ促し、事業者による化学物質の自主的な管理を促進しました。

また、市内で遺伝子組換え施設を設置しようとする事業者と「ライフサイエンス系施設の環境保全対策に係る協定」を締結し、実験の実施状況や施設の管理状況等の報告を指導するとともに、事業所の立入調査及び施設の適正な維持管理について指導しました。



ライフサイエンスパークのまちなみ

# 基本施策 1 いごちの良生活環境をたもつ

## 取組方針 (3) 快適環境の保全

○目指すまちのすがた

・モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。

### 【設定した環境指標の状況】

#### 「路上喫煙率」

マナー推進員による条例の周知・啓発活動や職員による巡回指導等の路上喫煙防止に関する取り組みが、市民の喫煙マナーを一定程度啓発する効果があったため、路上喫煙率が0.2%になったと考えられます。



#### 「市内一斉清掃参加者数」

参加者が増加した自治会が多かったことに加え、世帯数の多い自治会が新たに清掃を行ったため、市内一斉清掃参加者数が増加したと考えられます。



#### 「不法投棄処理件数」

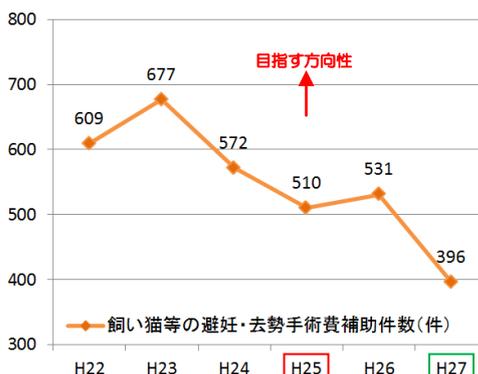
不法投棄禁止看板の設置やパトロールの強化を行っています。不法投棄処理件数は517件になりました。



#### 「飼い猫等の避妊・去勢手術費補助件数」

飼い犬への補助金を平成27(2015)年6月末で廃止しました。一方、所有者不明猫の避妊・去勢手術等に取り組む団体の数は、増加傾向にあります。平成27年11月現在で13団体の登録があり、所有者不明猫への取り組みを、地域をあげて積極的に行っています。

※環境基本計画では「飼い犬等」ですが、制度の変更に伴い「飼い猫等」に変更しています。



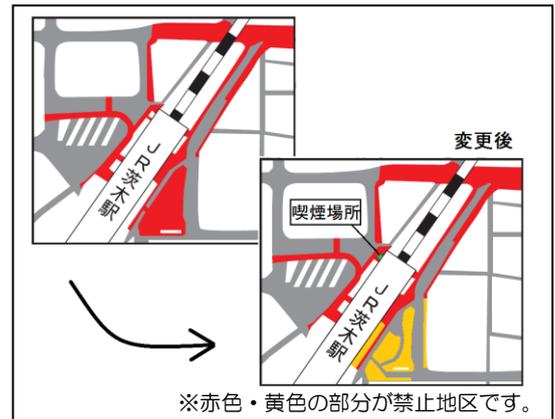
□: 基準年度 □: 最新年度

## 平成27(2015)年度に実施した主な取組内容の紹介

### ■路上喫煙の防止（市民生活相談課）

「茨木市路上喫煙の防止に関する条例」をより多くの市民等に周知啓発するため。マナー推進員の配置や職員による巡回指導、街頭キャンペーンの実施等の活動を行いました。

また、JR茨木駅東口駅前広場の供用開始に伴い、禁止地区を一部拡大するとともに、分煙の推進として、JR茨木駅西口公衆便所横に喫煙場所を設置しました。



路上喫煙禁止地区

### ■動物愛護の推進（市民生活相談課）

捨て猫をなくし、動物愛護についての意識の高揚や動物の虐待の防止を図るため、猫の飼い主及び一定要件を満たす所有者不明猫を減らす活動を行う団体に対して避妊・去勢手術費の一部の補助を行いました。所有者不明猫活動団体のが世話する猫が、避妊・去勢手術を受ける際に、同時に耳先をカットし、繁殖能力がないことが分かるようにしています。一目でわかる印をつけることにより、誤って別の人が再度手術のために捕獲することを防いでいます。

なお、飼い犬については、平成27(2015)年6月末をもって補助を廃止しましたが、犬の飼い主のマナー向上を図るための啓発活動を行いました。



耳のV字カット

### ■環境美化活動の推進（資源循環課・環境事業課）

不法広告物を迅速に撤去するとともに掲示者への指導を行うことによって、美化意識の啓発・向上を図りました。また、茨木市不法屋外広告物等撤去対策協議会と協働して、環境美化活動として、街頭キャンペーン（6月及び9月）と市内一斉清掃（6月）を実施し、不法屋外広告物やごみ・空き缶等の散乱ごみをなくし、美しいまちづくりを進めています。

また、不法投棄禁止看板の設置やパトロールの強化（警察と合同で山間部の夜間パトロールを実施等）を行っています。



環境美化活動（街頭キャンペーン）

### ■ごみの散乱防止（環境事業課）

カラスや猫によるごみ置場のごみの散乱を防止するため、「防鳥ネット」の貸与を行っています。

## 基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる

### 取組方針(1) 都市とみどりの共存

#### 【目指すまちのすがた】

- ・市民や事業者・団体が、みどりの必要性を認識し、緑化活動や水辺の保全が進んでいます。
- ・公園や水辺は、市民でにぎわっています。

#### 【設定した環境指標の状況】

##### 「市街地の公園・緑地面積」

新たに田中北公園等を利用開始したため、市街地の公園・緑地面積が130.85haになりました。

(参考) 若園公園：3.6ha、耳原公園：4.5ha



##### 「身近な緑を育む事業参加者数 (花と緑の街角づくり推進事業参加者数)」

活動団体が2団体増えましたが、7団体が活動を中止したために、事業への参加者が1,842人になりました。



□: 基準年度 □: 最新年度

### 平成27(2015)年度に実施した主な取組内容の紹介

#### ■親水水路の整備(下水道施設課)

市内中心部を流れる高瀬川・小川親水水路や、南部地域を流れる島地区せせらぎ水路において、水底の土砂を取り除いたり清掃をするなど、適正な維持管理を行うことで、憩いとうるおいのある水辺空間の創出に努めています。

#### ■さくらまつりの実施(公園緑地課)

緑地の桜を楽しんでいただくことで、自然環境の大切さを啓発するとともに、まちの活性化につなげるために、桜の開花シーズンに元茨木川緑地で市民さくらまつりを開催しています。

平成27(2015)年度は3月27日～4月5日に開催し、約17,500の方が来園しました。



さくらまつりの様子

### ■若園公園バラ園（公園緑地課）

市の花バラが親しまれるように、若園公園には約150品種2,300株のバラを植栽したバラ園があります。春と秋の開花シーズンには市内外から多くの方々が訪れます。

バラ園では毎年、春のみどりの月間に抽選でバラ苗木を配布し、夏と冬にはせん定実技講習会を開催しています。



せん定実技講習会の様子

### ■生垣による緑化の推進（公園緑地課）

都市緑化の推進のためには、公園や道路等公共施設の緑化だけではなく、住宅や事業地等の民有地の緑化についても取り組む必要があります。本市では、住宅等への生垣設置を助成することで、緑豊かで潤いのある街づくりの推進を図っています。

平成27(2015)年度は2件、延長12.5mの生垣を設置していただきました。

### ■みどりのカーテンの推進（環境政策課）

身近に実践できる行動・体験を通じて、ヒートアイランド現象等の環境問題への市民意識を高めることを目的に、自宅等で「みどりのカーテン」の育成に取り組んでいただく事業を行いました。平成27(2015)年度は市民49人、事業者8団体、市立保育所等7か所、市立幼稚園12園、市立小学校29校、市立中学校12校、学童保育7か所に取り組んでいただきました。



みどりのカーテン

### ■安威川河川敷クリーンキャンペーン（下水道施設課）

親しみとうるおいのある水辺空間として広く市民に親しまれている、安威川河川敷の環境美化活動を、地域住民と行政が一体となって推進することにより、良好な水辺空間の保全と向上を図りました。平成27(2015)年度は7月30日に開催し、243人が参加し、120kgのごみを撤去しました。

### ■庁舎の屋上緑化（総務課）

建物のコンクリートや道路のアスファルトなどは、太陽の熱を吸収し蓄えるため、夜になっても気温が下がらない「ヒートアイランド現象」が起こります。このような現象を抑制する対策として、平成25(2013)年度に、庁舎の屋上の一部を緑化し、屋根焼けの防止を図りました。

平成27(2015)年度においては、効果測定を行い、議場内温度と外気との温度差でみると、概ね同じ外気温度で施工前と比較した場合、夏期で、外気との温度差でみると、1.2℃から1.4℃の断熱効果が、冬期では、1.7℃から2.8℃の保温効果があると考えられます。

## 基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる

### 取組方針(2) 自然資源の利用の推進

#### 【目指すまちのすがた】

- ・美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。
- ・間伐材などの有効利用が多方面で進んでいます。

#### 【設定した環境指標の状況】

##### 「エコ農産物栽培面積」

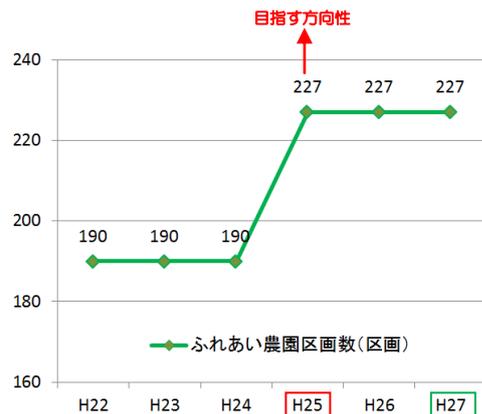
エコ農産物栽培面積が6.9haとなったのは、出荷農家の減少や新規栽培農家が少なくなることが要因であると考えられます。なお、平成27(2015)年度の認証件数は28件です。

※より正確に把握するため、平成25(2013)年度の数値が、環境基本計画掲載の数値と異なります。



##### 「ふれあい農園区画数」

ふれあい農園とは、市が開設した市民農園です。現在、「銭原ふれあい農園」「総持寺ふれあい農園」「山手台ふれあい農園」「彩都やまぶきふれあい農園」「島ふれあい農園」「彩都東ふれあい農園」の6箇所を開設しており、区画数は227区画あります。



##### 「森林サポーター養成講座参加者数」

森林サポーター養成講座については、定員を25人として募集しています。例年、15~20人で推移しています。



□: 基準年度 □: 最新年度

## 平成27(2015)年度に実施した主な取組内容の紹介

### ■里山センター（農林課）

里山センターは森林保全ボランティア団体の活動拠点施設です。身近な自然に親しんでいただけるよう、四季のイベントや炭焼き講座を開催しています。また、活動で発生した木材や炭の販売など、間伐材の有効活用も進めています。



里山センター正門

### ■農業祭の開催（農林課）

市内農林産物等を展示し、都市と農村の交流を図ることで、農林業に対する市民の理解と認識を深めるとともに、農林業の健全な発展と農業・農村の活性化を図っています。平成27(2015)年度は、11月21日・22日に開催し、約5万人が来場しました。



農業祭の様子

### ■農業の振興と遊休農地の解消（農林課）

茨木の農業を振興し、また遊休農地を解消するために、集落営農組織の設立支援、農業委員会と連携した遊休農地調査や営農指導を行いました。あわせて、農地中間管理機構を活用した、遊休農地と担い手とのマッチングをおこなうことで、遊休農地のさらなる解消を図りました。また、一定の営農技術を取得している方を新規就農者に認定し、国の給付金を活用して農業経営のサポートを行いました。

### ■茨木の北部のみどりについて（農林課）

北部山間地域においては企業や市民ボランティアによる里地や里山の保全活動が行われています。

### ■森林整備について（農林課）

公益的な機能を有する森林の保全を図るため、林業者団体が実施する森林整備作業に対し支援を行っています。

また、森林整備作業で発生した間伐材は、従前はほとんど山に放置していましたが、今は建築材等として市場へ搬出しています。

## 基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる

### 取組方針(3) 生物多様性の保全

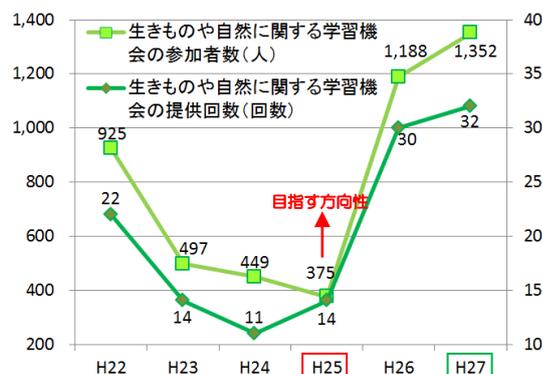
#### 【目指すまちのすがた】

- ・生きものや自然と触れ合う機会が増えています。
- ・多様な生きものが生息・生育できる環境が整っています。

#### 【設定した環境指標の状況】

##### 「生きものや自然に関する学習機会の提供回数・参加者数」

小学校での環境教育を実施したほか、茨木市環境教育ボランティアによる自然観察講座を実施したため、回数・参加者ともに増加しました。



□: 基準年度 □: 最新年度

### 平成27(2015)年度に実施した主な取組内容の紹介

#### ■環境資源調査の実施について(環境政策課)

市域の生態環境の特性やその阻害要因を分析・把握するため、平成27(2015)年度と平成28(2016)年度の2か年に渡り、環境資源調査を行っています。平成27(2015)年度は夏・秋・冬の調査を行いました。平成28(2016)年度は春の調査の実施と、2か年に渡る調査結果のとりまとめと、冊子等の作成を行う予定となっております。



採取した生きもの

#### ■ホタルの生育できる環境づくり(公園緑地課)

都市部における自然回帰として、従前の自然が活かされた西河原公園において、ゲンジボタルの生息環境を整え、ホタルを保護し、ホタルと触れ合う機会を創出することで、自然環境の大切さを啓発しています。

平成27(2015)年度からはホタルの自然発生について検証するため、樹木を整理して雑草を増やすなど、ホタルの生息により適するよう環境改善に取り組んでいます。

平成27(2015)年度は6月5日～7日にホタル鑑賞会を実施し、約4,500の方が来園しました。



ホタル鑑賞会の時期の西河原公園の様子

## ■アライグマ・ヌートリアの被害対策（農林課）

アライグマは、北米原産でペットとして輸入されていましたが、捨てられたり、逃げ出したりしたものが野生化し、繁殖しました。「特定外来生物」に指定されており、農作物被害や住宅のベランダへの侵入等の生活環境被害が急増しています。

また、ヌートリアは南米原産のネズミの仲間で、大きなオレンジ色の前歯が特徴です。第二次世界大戦頃に毛皮を利用するために輸入され、その後各地に広がり、農業被害の報告が出ています。アライグマ同様、「特定外来生物」に指定されています。

本市では、有害獣による農作物被害の防止を図るため、イノシシ・シカの捕獲活動の実施や有害獣防止柵・網の設置に対して助成を行いました。また、アライグマ等は「箱わな」を使い、市民等の協力を得て捕獲活動を実施しました。



ヌートリア



市で貸出している箱わな

### ～特定外来生物～

「特定外来生物」とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法によって指定された生きものです。特定外来生物に指定された生きものについては飼育、栽培、保管及び運搬することや、**野外へ放つ、植える及びまくこと等が原則禁止**されます。



オオキンケイギク

オオキンケイギクは特定外来生物の一種です。見た目は綺麗ですが、一度定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、生きたままの運搬や栽培、譲渡などが原則として禁止されています。駆除を行う際には、根から抜いた個体を天日にさらして枯らす、または、袋に入れて腐らせるなどの処置をした後に移動させて下さい。

## 基本施策3 ライフスタイルの見直しで

### 低炭素なまちをめざす

#### 取組方針(1) 省エネルギーの実践及び普及啓発

##### 【目指すまちのすがた】

- ・市民等の環境に関する意識が高まり、省エネルギーの実践が進んでいます。

#### 【設定した環境指標の状況】

##### 「市民1人あたりの温室効果ガス年間排出量」

市民1人あたりの温室効果ガス年間排出量が5.85tと昨年より減少したのは、産業部門を始め多くの部門で二酸化炭素排出量が減少したためと考えられます。

※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



##### 「環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数」

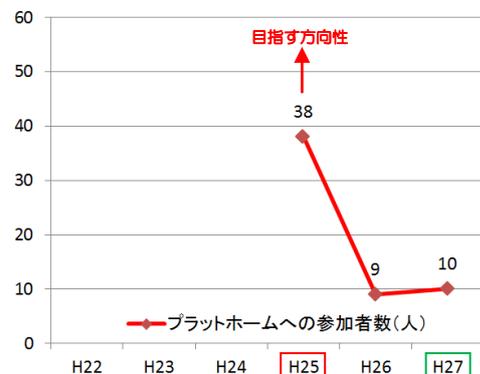
平成27(2015)年度は、普及啓発事業として、環境フェアを実施しました。



##### 「プラットフォームへの参加者数」

平成27(2015)年度は、開催回数が前年度と同じく1回であったため、プラットフォームへの参加者数は前年度とほぼ同様の人数となりました。

※プラットフォームとは、市民や事業者など様々な主体の方が集まり、それぞれの取組やアイデアを持ち込み情報交換や勉強会を行う場のことです。



□: 基準年度 □: 最新年度

## 平成27(2015)年度に実施した主な取組内容の紹介

### ■「見える化」の推進（省エネナビ・ええことカレンダー<いばらき環境家計簿>）（環境政策課）

省エネナビは、今使っている電気の量をリアルタイムに把握できるものです。本市では、モニター制度を実施し、延べ3台を市民に貸し出しました。

ええことカレンダーは、家庭で使用する電気・ガス・水道などの使用量やごみの排出量を記録し、二酸化炭素の排出量を算出することで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が私たちの生活からどれだけ発生しているかを知り、排出量を減らす行動を実践していただくためのものです。ええことカレンダー<いばらき環境家計簿>を1,000部作成し、パソコンでも取り組んでいただけるデータを市HPにて公開し、多くの市民に取り組んでいただきました。



ええことカレンダー  
<いばらき環境家計簿>

### ■茨木市地球温暖化対策実行計画の推進（環境政策課）

本市では、平成24(2012)年に策定した、茨木市地球温暖化対策実行計画において、市民一人あたりの排出量について削減目標を掲げ取り組みを推進しています。平成27(2015)年度の取組状況等は、巻末の別添をご覧ください。

### ■エコオフィスプランいばらき（第4版）の推進（環境政策課）

本市では、エコオフィスプランいばらき（第4版）を実践し、市の事務事業において排出する温室効果ガスについて、平成23(2011)年度を基準として7%の削減目標を掲げています。平成27(2015)年度は、基準年度比では0.1%、前年度比では0.6%の削減となりました。なお、エネルギー使用量については、基準年度比では5.5%、前年度比では3.0%の削減となりました。

### ■環境啓発イベントの実施（環境政策課）

市民の環境に関する知識及び意識の向上を図り、自発的な環境学習へのきっかけをつくることを目的に、環境フェアなどの環境啓発イベントを実施しています。平成27(2015)年度は、「生きものはみんなつながって生きている かけがえのない地球の仲間 みんなで生物多様性を考えよう！」をテーマに、10月17日(土)・18日(日)に、茨木市市民総合センター（クリエイトセンター）等にて、実施しました。



環境フェア 2015

## 基本施策3 ライフスタイルの見直しで

### 低炭素なまちをめざす

#### 取組方針(2) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

##### 【目指すまちのすがた】

- 化石燃料に依存しない、再生可能エネルギー等の導入により、低炭素な暮らしや事業活動の普及が進んでいます。

#### 【設定した環境指標の状況】

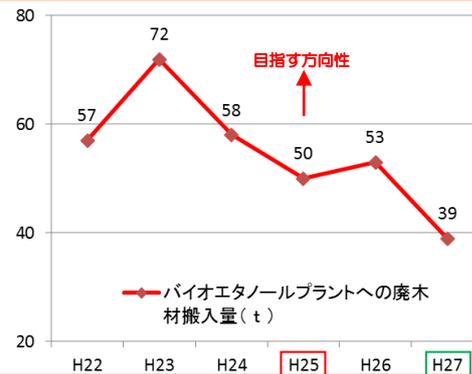
##### 「再生可能エネルギー導入件数」

再生可能エネルギー導入件数が430件となったのは、固定価格買取制度の見直しによる買取価格の低下が原因のひとつであると考えられます。



##### 「バイオエタノールプラントへの 廃木材搬入量」

平成27(2015)年度は、剪定くずに含まれる幹等が少なかったため、バイオエタノールプラントへの廃木材搬入量が前年度に比べ減少しています。



※木質ペレット等の製造工場への、間伐材の搬入量は、搬入先の辞退申し入れにより把握出来る数値がありません。

□: 基準年度 □: 最新年度

## 平成27(2015)年度に実施した主な取組内容の紹介

### ■指定避難所における再生可能エネルギー設備の設置（環境政策課）

大阪府では、環境省より補助金を受け、災害時に地域の防災の活動の拠点となる府有施設や、府内市町村施設及び民間施設において、再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等の導入を進め、災害に強く低炭素な地域づくりを推進しています。

本市では、この事業の一環である大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業（補助率10/10）を2か年に渡って活用し、平成26(2014)年度に設置した4校に続き、養精中学校・豊川中学校・大池小学校・三島小学校に各施設10kW、計40kWの太陽光発電システムと蓄電池を設置しました。

### ■LED導入事業（総務課）（公園緑地課）（建設管理課）

環境負荷の低減及び省エネルギー化を図るため、年次的に庁舎へLED照明設備を導入しており、平成27(2015)年度においても、本館、南館、外構の一部において導入しました。平成27(2015)年度の導入状況は、本館143本・南館411本・外構65本です。これにより、年間で22,730kWと電気料金274,576円（蛍光管比）の削減につながりました。

また、元茨木川緑地では、公園灯8基をLEDに転換しました。

そのほか、街路灯2,687灯をLEDに転換し、街路灯全体でのLED化進捗率は約47%になりました。平成32(2020)年度末において、LEDへの転換率100%を目標に順次進めています。

### ■雨水貯留タンク（下水道施設課）

雨水貯留タンクに、雨どいから流れた雨水を貯めることで、庭への散水や花・木への水やりなどに利用することができます。また、下水道へ雨水が流出することを抑制するため、本市では雨水貯留タンクの設置者に対する補助制度を設けています。平成27(2015)年度は10件の実績がありました。



雨水貯留タンク

### ■雨水浸透ます（下水道施設課）

雨どいからの雨水排水を、雨水浸透ますによって地中に浸透させることで、土地の保水力を向上させることができます。このことは、ヒートアイランド対策になるほか、下水道へ雨水が流出することを抑制する効果があるため、本市では雨水浸透ますの普及促進に努めています。



雨水浸透ます

## 基本施策3 ライフスタイルの見直しで

### 低炭素なまちをめざす

#### 取組方針(3) 低炭素な暮らしや事業活動の推進

##### 【目指すまちのすがた】

- ・再生可能エネルギーの創出やエネルギーの有効活用が進んでいます。
- ・公共交通機関の積極的な利用や、電気自動車など環境に配慮した自動車の利用が進んでいます。

##### 【設定した環境指標の状況】

###### 「低炭素建築物の認定件数」

低炭素建築物の認定制度は平成24(2012)年12月から開始し、平成27(2015)年までに30件の建築物を認定しています。



###### 「鉄道利用者数・バス利用者数」

鉄道利用者数・バス利用者数は、ほぼ前年度どおりの利用者数となっています。

※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



□: 基準年度 □: 最新年度

#### 平成27(2015)年度に実施した主な取組内容の紹介

##### ■エコドライブ研修の実施(環境政策課)

車から排出される二酸化炭素の量を極力抑え、地球温暖化防止を図ることを目的としてエコドライブ講習会を実施しました。講習会には市職員101人・市内事業者83人が参加し、自動車排気ガスによる環境への影響やエコドライブの実践方法について学びました。



研修の様子

### ■エキスポシティ利用者への市駐車場の利用促進（建設管理課）

平成27(2015)年11月のエキスポシティ開業にあたり、運営管理を行う三井不動産商業マネジメント(株)と茨木市は、来場者の公共交通機関利用の促進と周辺交通環境への負荷軽減に努めることを目的として市駐車場の利用に関して協定を締結しました。

この協定に基づき、市駐車場に車を停めてエキスポシティでお買い物をした方を対象にお買物券がプレゼントされるキャンペーンが行われています。また、市はこのキャンペーンについてホームページや駐車場内のポスターにより周知啓発を図るなど目的達成のため官民協力した取り組みを行っています。



啓発ポスター

### ■スマートムーブ（エコカー、カーシェアリング等）の普及促進（環境政策課）

本市では地球温暖化対策実行計画に基づき、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車や、排出量の少ないエコカーの普及を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めています。平成27(2015)年度は、大阪府の「エコカー普及戦略」等と連携を図り、環境フェアにてエコカーの展示及び試乗を行い、65人の市民が試乗しました。



いばらき環境フェア

### ■公用車へのエコカー率先導入（環境政策課）

本市の環境保全に向けた率先実行計画（エコオフィスプランいばらき）に基づき、公用車の更新時には、可能な限りエコカーの導入に努めています。

公用車のエコカー導入状況（平成27(2015)年3月現在）は、天然ガス車4台・ハイブリッド車10台・超低燃費車45台です。

※超低燃費車とは、平成22年度燃費基準+25%達成車又は平成27年度燃費基準達成車以上の燃費性能を有する自動車のことです。

## 基本施策 4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

### 取組方針（1）減量化の推進

#### 【目指すまちのすがた】

- 家庭系ごみや事業系ごみが減少しています。
- 不適正ごみの搬入を未然に防ぎ、ごみの減量化・適正化が図られています。

#### 【設定した環境指標の状況】

##### 「市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」

平成27(2015)年度の市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は469g（前年度比3g減）でした。これは、分別への意識が定着したためと考えられます。



##### 「事業系ごみ年間排出量」

平成27(2015)年度の事業系ごみ排出量は49,191t（前年度比1,295t減）でした。これは、展開検査の実施回数を増やしたことで、事業者の分別意識が向上しごみ減量につながったためと考えられます。



□：基準年度 □：最新年度

### 平成27(2015)年度に実施した主な取組内容の紹介

#### ■ダンボールコンポスト市民モニター制度の実施（資源循環課）

一般家庭の生ごみ減量や意識啓発につなげるため、ダンボールコンポスト市民モニターを募集し、講習会を実施しました。29人が講習会に参加し、そのうち23人が市民モニターとして実際にダンボールコンポストを使用しました。市民モニターに提出していただいた報告書の結果は、ホームページ等で結果を取りまとめて公表しました。



ダンボールコンポストの使用イメージ

### ■生ごみ処理容器購入費の補助（資源循環課）

茨木市では、生ごみを資源として有効利用するため、電源を必要としないコンポスト（たい肥化）容器とともに電源を必要とする電気式の生ごみ処理機を購入・設置する方に補助を行っています。平成27(2015)年度は、電源を必要としないコンポスト容器11基、電源を必要とする電気式の生ごみ処理機50基の補助を行いました。



電気式の生ごみ処理機

### ■事業所向け生ごみ処理機の購入補助の開始（資源循環課）

市内の医療法人、学校法人、社会福祉法人、中小企業を対象に、生ごみ処理機の導入に要した経費の一部を補助する制度を始めました。これは、事業所における生ごみの自己処理を促進し、市が処理する事業系一般廃棄物の減量化を図ることを目的としています。

### ■事業所訪問の実施（資源循環課）

月3トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）を対象に、事業系一般廃棄物減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を求めています。

平成27(2015)年度は減量計画書に基づき、多量排出事業者61社を訪問し、事業所啓発パンフレットの配布、廃棄物の減量化・再資源化の取組状況の把握及び指導を行いました。



事業所啓発パンフレット

### ■廃棄物展開検査等の実施（環境事業課）

不適正廃棄物の搬入を防止するため、環境衛生センターでは、持ち込まれるごみの内容をチェックし、不適正廃棄物の搬入があった場合には、搬入者に持ち帰りを指示しています。

また、排出した事業者に対しても立入検査を行い、改善を求めるとともに指導・啓発に努めています。

## 基本施策 4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

### 取組方針（2）再資源化の推進

#### 【目指すまちのすがた】

- 家庭や事業所のごみが、きちんと分別されています。
- ごみの資源化率が上昇しています。

#### 【設定した環境指標の状況】

##### 「資源物収集量」

平成27(2015)年度は、分別回収が定着したと考えられ、前年度の収集量を上まわりました。



##### 「集団回収量」

自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体に対し、その活動を支援するために、市が報奨金を支給しています。対象は、2万円から7万5千円の区分ごとに、1～12月の間に10回以上かつ1 t以上回収する団体です。平成27(2015)年度の回収団体数は412団体で、回収量は9813 tでした。平成27(2015)年度は、前年度と比較し回収量は減少しています。今年度以降、回収量を増やすため呼びかけ等を実施したいと考えています。



□: 基準年度 □: 最新年度

#### 平成27(2015)年度に実施した主な取組内容の紹介

##### ■ 3Rキャンペーンの実施（資源循環課）

廃棄物減量等推進員と協力して10月の「3R推進月間」に街頭啓発キャンペーンを実施しました。これは、市民に3Rの周知と意識の向上を図り、ごみの減量と再資源化を進めることを目的としています。



3R推進月間  
街頭啓発キャンペーンの様子

## ■ 茨ごみプリの運用開始（資源循環課）

ごみの収集日や分別について調べることができるスマートフォン向け無料アプリ「茨ごみプリ」を配信しました。主な機能として、設定した地域の収集日を掲載したカレンダーを表示したり、収集日の当日と前日にアラートで通知するほか、ごみの品名から収集区分を検索することなどができます。平成28(2016)年1月7日に配信を開始し、1月16日にはイオンモール茨木店にてキャンペーンを実施しました。



実際の操作画面



「茨ごみプリ」周知チラシ

## ■ 出前講座の実施（資源循環課）

小学校や自治会でごみの分別や3Rをテーマとした出前講座を実施しました。ごみの分別や3Rを周知啓発することで、ごみの減量化や再資源化に対する意識を持っていただくことを目的としています。平成27(2015)年度は小学校と自治会合わせて11団体で出前講座を実施しました。



出前講座の様子

## ■ ごみ減量化・再資源化の促進（事業者向け）（資源循環課）

事業系一般廃棄物の減量化と再資源化の取組の推進を図るため、事業系ごみ減量化推進懇話会を実施し、事業所及び市の情報交換を行いました。

また、事業所啓発パンフレットを作成し、市内事業所へ送付したほか、廃棄物管理責任者を対象とした研修会を実施しました。



廃棄物管理責任者研修会の様子

## 基本施策 4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

### 取組方針（3）適正処理の推進

#### 【目指すまちのすがた】

- ごみが適正に分別収集され、資源の循環が進んでいます。
- ごみの効率的な処理に努め、ランニングコストの抑制が図られています。
- 新たな炉の建設が進んでいます。

#### 【設定した環境指標の状況】

##### 「市民1人あたりの収集経費」

平成27(2015)年度の収集経費は減少しました。これは、分別への意識が定着し、ごみ収集量が減少したためと考えられます。



##### 「市民1人あたりの処分経費」

平成27(2015)年度の処分経費は減少しました。これは、分別への意識が定着し、ごみ処分量が減少したためと考えられます。



□: 基準年度 □: 最新年度

#### 平成27(2015)年度に実施した主な取組内容の紹介

##### ■一般廃棄物処理基本計画の策定（資源循環課）

茨木市の一般廃棄物処理における、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度の指針として「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。基本理念を“もったいないが 環（めぐ）るまち いばらぎ”として、ごみを出さないリデュース（発生抑制）とリユース（再使用）を徹底しつつ、資源の循環を図るリサイクル（再生利用）をさらに推進するため分別を徹底し、ごみの3Rを推進するとともに、適正に排出されたごみについては効率的な処理を推進します。

## ■資源物持ち去りパトロールの実施（資源循環課）

茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例で、資源物（缶・びん・ペットボトル、古紙、古布）について、市の集積場所からの収集及び運搬の禁止を規定しています。資源物持ち去り対策として、集積場所に設置する啓発看板や啓発シートの配布や、ごみ出しのルール徹底等の啓発を行うとともに、職員による巡回パトロールを実施しています。平成27(2015)年度は、37件実施しました。



資源物持ち去り禁止看板

## ■スマイル収集（環境事業課）

ごみの収集はステーション（ごみ集積場所）方式で行っていますが、ごみの持ち出しが困難な高齢者及び障害者の方々の世帯に対して、決まった曜日に戸別訪問し、ごみの収集を行う事業を平成26(2014)年4月1日から開始しました。平成27(2015)年度の利用者数は、48世帯です。

### ～茨木のごみ処理施設について～

多様化するごみ質に対応し、溶融残さの再資源化を図り、有効利用するため、昭和55(1980)年度に、全国で初めてとなる高温溶融処理方式のごみ処理施設（処理日量100 t以上）を竣工しました。その後、平成7(1995)年度及び平成10(1998)年度に更新等を行いました。現在は同処理方式の3炉（150 t/日×3炉）でごみ処理を行っており、ダイオキシン類をはじめとする公害防止対策にもその効果を発揮しています。また、その運営にあたっては、ごみを効率的に処理できるよう、炉の性能を維持しながら、化石燃料の使用割合を抑えるように努めています。



環境衛生センター



ごみピット

## 環境意識・環境教育・環境行動

これまで掲げてきた4つの基本施策を横断する要素として「環境意識・環境教育・環境行動」を位置づけています。

### 平成27(2015)年度に実施した主な取組内容の紹介

#### ■茨木市環境教育ボランティア

市民等が環境の学習会、研修会、観察会などを実施する際に、ボランティアの講師としてその支援をしていただける方に「茨木市環境教育ボランティア」として市に登録していただいています。

平成27(2015)年度は、延べ207人の環境教育ボランティアが環境教育・環境学習を実施しました。

また、茨木市環境教育ボランティア連絡会が企画を行い、「身近な環境」をテーマとした「身近な環境と向き合う連続講座～持続可能な茨木をめざして～」、「北部の自然」をテーマとした「自然と親しむ探検講座」を実施しました。



講座実施の様子  
自然素材のリース作り

#### ■小学校向け環境学習プログラムの活用

平成27(2015)年度は小学生を対象とした環境教育を充実させることを目的に、主に小学校の授業内で実施できる環境学習のプログラムをまとめた、「茨木市環境教育ボランティアによる小学校向け環境学習プログラム」冊子を作成しました。作成した冊子は各小学校に配布し、小学校17校から29プログラムの実施について依頼がありました。延べ2,019人の児童が自然観察や自然工作、環境講座を通して、環境について学びました。

また、小学校が長期休暇となる夏・冬・春には、小学生とその保護者を対象とした環境学習講座を7講座実施しました。



小学校向け環境学習プログラム  
活用の様子

## ■こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブとは、幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。平成27(2015)年度は、本市に8クラブ、メンバー69人、サポーター36人の登録があり、市が情報提供した環境講座に参加するなど、自主的な活動を行いました。

### ■冊子「かんきょう」

生活環境・地球環境について小学生にも学習してもらうことを目的に、4年生にはごみについて、5年生には地球温暖化などの環境問題について、分かりやすく伝えるための副読本を作成し配布を行いました。なお、当該冊子は市HPにてダウンロードすることができます。



小学校4・5年生向け  
環境副読本

## ■環境市民講座の実施

市民の環境保全に関する知識、意識の向上を図るため、また、自発的な環境学習へのきっかけづくりとするため、市民講座を開催しました。平成27(2015)年度は、環境&男女共同参画推進講演会、生物多様性・地球温暖化をテーマとしたマジックショーを行いました。



環境市民講座の様子

## ■環境職員研修

市職員の環境に対する意識を向上し、「エコオフィスプランいばらき(第4版)」を推進するため、環境職員研修を実施しました。平成27(2015)年度は、4つのテーマ(ごみ・地球温暖化・エネルギー・グリーン購入)で、現在の環境問題についての知識を習得するとともに、職員が自らの行動につなげていけるようその対策について学びました。



環境職員研修の様子

# 環境基本計画の推進体制

環境基本計画を着実に推進するための体制について

## ■環境審議会

「茨木市環境基本条例」第24条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を審議するため、平成15(2003)年12月に「茨木市環境審議会」を設置しました。

委員は12人で学識経験者、各種団体の関係者、市民委員等で構成されています。任期は条例で2年と定められています。

この審議会には、公募による市民委員2人にも参加していただいています。平成27(2015)年の委員名簿は右表のとおりです。

審議会は原則として全て公開となっており、開催前には日時・会場等が公開されますので、ぜひ傍聴してみてください。また、会議録は会議資料もあわせて情報ルームに設置するとともに、ホームページでも公開しています。

平成27(2015)年度の審議会の開催状況については下表のとおりです。

## 環境審議会委員名簿 (50音順)

平成27年4月1日現在

氏名	所属等
石山 郁慧	公募市民委員
今堀 洋子	追手門学院大学准教授
圓入 克介	元梅花女子大学教授
久米 辰雄	京都工芸繊維大学特任教授
玉井 昌宏	大阪大学大学院准教授
天保 好博	茨木市環境教育ボランティア
箱田 正輝	(株)平和堂アル・プラザ茨木
藤田 紫	茨木商工会議所
三輪 信哉	大阪学院大学教授
武蔵野 實	大阪成蹊大学学長
村瀬 径介	大阪府立茨木工科高等学校教諭
山田 俊一	公募市民委員

## 審議会の開催状況

回数	開催日時	場所	議事の概要
第一回	平成28年3月18日(金)	茨木市役所 南館3階 防災会議室	①いばらきの環境について(平成26年度年次報告書)

## 環境基本計画の進行管理

環境基本計画は、PDCAサイクル(Plan(計画) - Do(実施) - Check(点検・評価) - Action(改善))による進行管理を行うとともに、環境像の実現に向けた継続的改善を図ります。

平成27(2015)年度の取組状況を把握し、環境審議会に報告したところ、以下のとおり助言をいただきました。

### ■環境審議会による点検・評価

#### いごこちの良い生活環境の保全

主な環境審議会での助言	市の考え方と今後について

#### バランスのとれた自然環境をつくる

主な環境審議会での助言	市の考え方と今後について

### ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす

主な環境審議会での助言	市の考え方と今後について

### きちんと分別で資源の循環をすすめる

主な環境審議会での助言	市の考え方と今後について

### 環境意識・環境教育・環境行動

主な環境審議会での助言	市の考え方と今後について

## 茨木市環境基本条例

平成15年3月31日

条例第27号

私たちが暮らす茨木は、京阪神を結ぶ要路にあり、さらに、北摂の山々と清らかな流れをもつ、水と緑に恵まれた地であり、この良好な「環境」は市民全体の共有の財産である。

しかしながら、私たちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させてきた。その影響は地域の環境にとどまらず、すべての生命の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たち人類は、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを改めて自覚し、環境と密接にかかわる私たちの生活のあり方を見直さなければならないという共通の課題に直面している。

安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受することは、すべての市民が共有する権利であり、かけがえのない地球環境と健全で恵み豊かな地域環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくことは、すべての市民の責務である。

このような認識に立って、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、市、事業者及び市民が互いに連携し、協働することによって、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を創造するために、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない

ない。

- 2 環境の保全及び創造は、微妙な均衡を保つことにより成り立つ自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生する都市を実現することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることによって、持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、社会経済活動における環境への配慮その他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協働して行われることによって、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。
- 5 地球環境の保全は、市、事業者及び市民のすべての活動において、自らの課題として、積極的に推進されなければならない。

### **(市の責務)**

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、事業者及び市民の自主的な環境の保全及び創造に関する活動への取組を支援する責務を有する。

### **(事業者の責務)**

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

### **(市民の責務)**

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

### **(施策の基本方針)**

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること並びに地域の特性を活かした良好な都市景観の形成等により快適な都市環境を創造す

ること。

- (2) 野生生物の生息及び生息環境への配慮等により豊かな生態系を保持すること、河川、森林等の自然環境を適正に保全すること及び人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用その他の省資源及び省エネルギーを徹底することにより、天然資源の消費を抑制すること。
- (4) 市、事業者及び市民すべてが、事業活動及び日常生活において環境に十分に配慮するなど自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷を低減すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保持すること。

### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第24条に規定する茨木市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### (環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

### (年次報告)

第10条 市は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### (環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業の実施に伴う環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

### (規制の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講じるものとする。

#### **(資源の循環的利用等の促進)**

第13条 市は、環境への負荷を低減するため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

#### **(公共施設の整備等)**

第14条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全及び創造に資する施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

#### **(監視体制の整備)**

第15条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

#### **(推進体制の整備)**

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

#### **(自主的活動の支援)**

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自ら行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を促進させるため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講じるものとする。

#### **(環境教育、環境学習の推進)**

第18条 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じるものとする。

#### **(情報の収集及び提供)**

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する市民等の自主的な活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

#### **(市民等の参加)**

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、市民等の参加、協力等を得るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

#### **(苦情の処理)**

第21条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情について、迅速かつ適正な処理を図る

ように努めるものとする。

#### (財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

#### (地球環境の保全等)

第23条 市は、市民等と協働して、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

#### (環境審議会)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、茨木市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員12人以内で組織する。

5 委員は、市民、学識経験者その他の者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

表紙と同じ色の色上質紙・中厚を挟んだ後に  
茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗状況を掲載します。